

労働者区分ガイドラインについて

令和4年7月22日

総務省政策統括官（統計制度担当）付 統計企画管理官室

第Ⅲ期基本計画における記載内容

項目	内容
第Ⅲ期基本計画（別表）	<p>第2 公的統計の整備に関する事項</p> <p>1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進</p> <p>(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化</p> <p>○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年（2021年）経済センサス－活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。</p> <p>担当府省：総務省、関係府省</p> <p>実施時期：令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の企画時期までに実施する。</p>
令和3年度統計法施行状況報告（暫定版）	<p>令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第4回会合（令和4年（2022年）3月開催）において、経済センサス-活動調査における労働者の区分がガイドラインに沿った整理となっていることを確認した上で、今後のガイドラインの見直しの方向性について、情報共有したところ。ガイドラインの見直しの方向性について、WG構成員から提出された意見等を踏まえ、引き続き検討を進める。</p>

1. 労働者区分ガイドラインに係る検討経緯

公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画。平成26年3月25日閣議決定）

- 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。



- 平成26年5月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を平成27年5月に正式決定。



- 統計委員会第60回基本計画部会（平成27年7月23日）における平成26年度統計法施行状況報告の審議において、ガイドラインにおける常用労働者の内訳区分（第3レベル）について、より客観的な区分への改善を求める指摘あり。



- 産業関連統計検討WGにおいて、常用労働者の内訳区分（第3レベル）の改善等について、引き続き検討を実施し、同ガイドライン改正イメージを関係府省と共有。



公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画。平成30年3月6日閣議決定）

- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、令和3年（2021年）経済センサス－活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。

2. 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」とは

- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（以下、「労働者区分ガイドライン」という。）は、第Ⅱ期基本計画の指摘を踏まえ、統計の有用性を一層高める観点から、事業所・企業を調査対象とする統計調査の労働者の区分について、世帯・個人を調査対象とする統計調査を含めた統計間の比較可能性の向上、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を各府省が一体となって推進するための標準的な指針として、平成27年5月19日に、各府省統計主管課長等会議申合せにより策定。

労働者区分ガイドラインの概要

項目	概要
1 目的	<ul style="list-style-type: none">・ 統計間の比較可能性の向上、雇用実態等のよりの確な把握などの取組を推進するための標準的な指針として策定
2 背景	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者の詳細の区分についてのこれまでの経緯、課題を整理・ 第Ⅱ期基本計画における記載内容を整理
3 適用範囲・適用時期	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所母集団DBに調査結果を記録する基幹統計調査のうち、①直接雇用と間接雇用、②常用労働者と臨時労働者及び③常用労働者の内訳を調査事項としている統計調査に適用・ その他の事業所・企業を調査対象とする統計調査についても、順次、ガイドラインの適用可能性を検討
4 適用方法	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者を、①直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）、③常用労働者の内訳区分（第3レベル）の3階層に整理・ それぞれの階層における区分を調査対象としている統計調査において、取組を実施【詳細は、別紙①～③参照】
5 本ガイドラインの見直し	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な働き方の進展に伴う雇用制度や関連施策等の変更に応じ適切に見直しを実施
6 その他	<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き府省間における情報共有や検討を実施し、その結果を本ガイドラインの見直しに反映

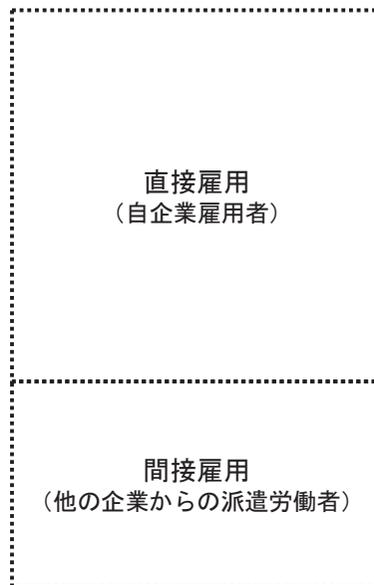
2. 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」とは 別紙①

- 労働者区分ガイドラインでは、労働者を（ア）直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）、（イ）常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）、（ウ）常用労働者の内訳区分（第3レベル）の3階層に整理し、それぞれの階層における区分を調査事項とした統計調査において、取組を実施。

労働者の区分等に関する概念上の整理

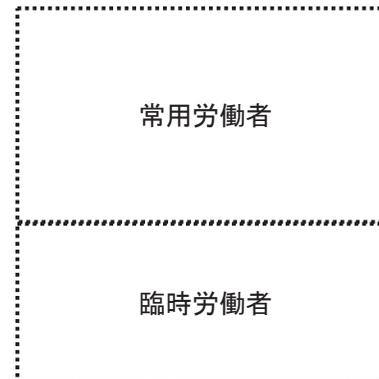
〈第1レベル〉

直接雇用と間接雇用の区分



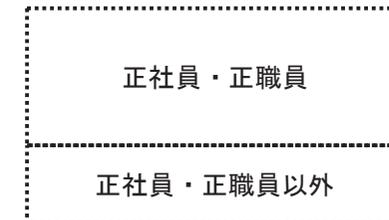
〈第2レベル〉

常用労働者と臨時労働者の区分



〈第3レベル〉

常用労働者の内訳区分

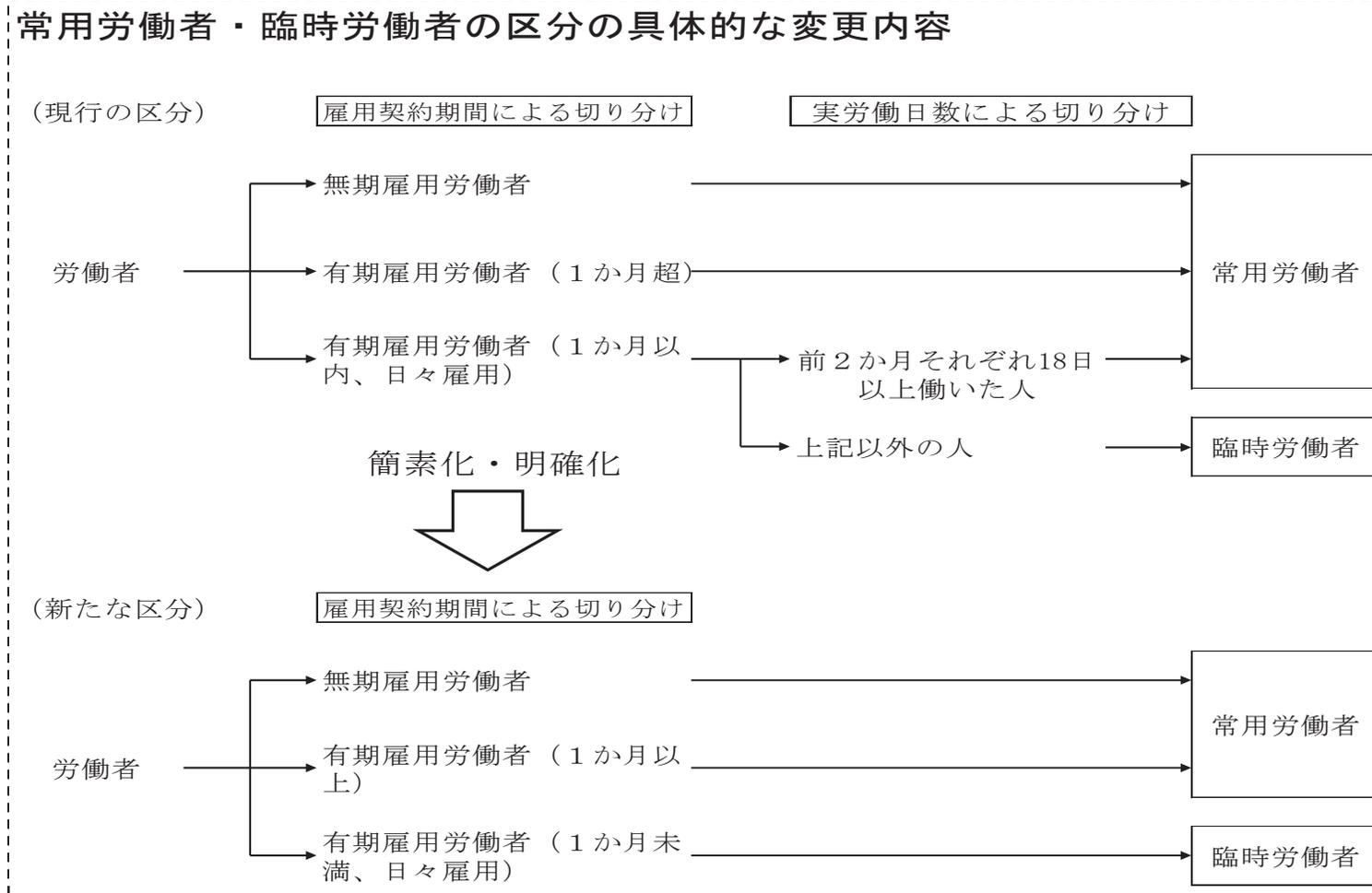


※個人業主、無給の家族従業者や有給役員を除く。ただし、統計調査によっては、有給役員を常用労働者に含める場合がある。

※統計調査によっては、常用労働者・常用雇用者、臨時労働者・臨時雇用者と異なる用語が用いられているが、概念上は同一のものを指している。

2. 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」とは 別紙②

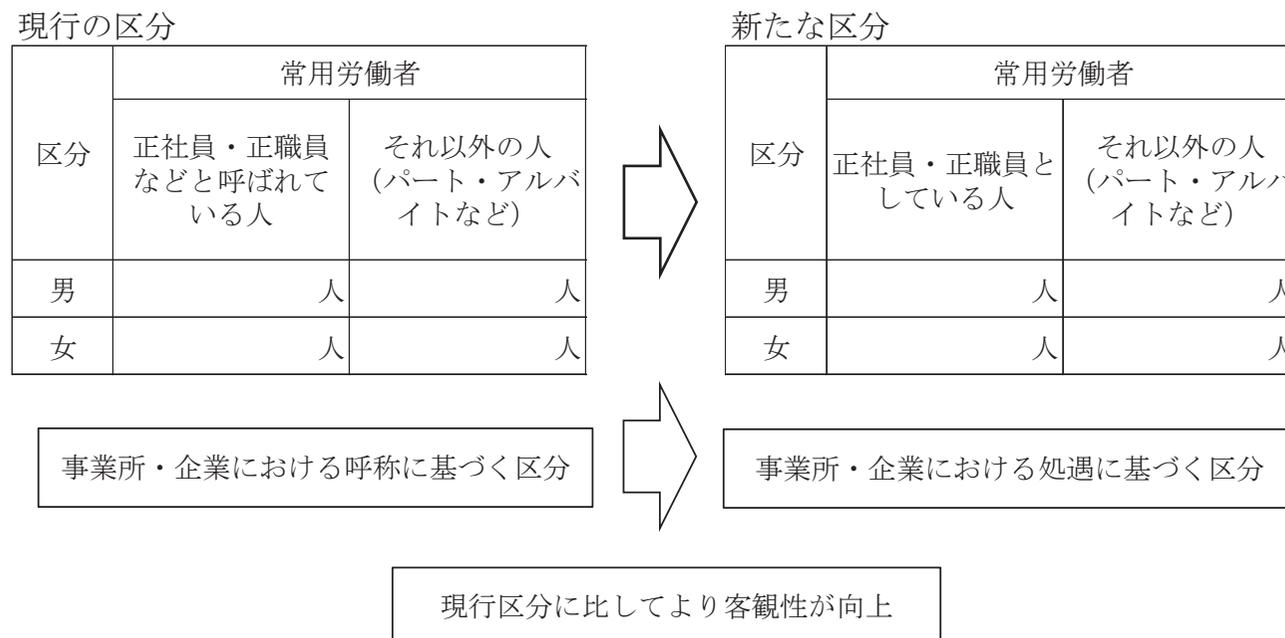
- (イ) 常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）については、従来、企業・事業所系調査においては「雇用契約期間」及び「実労働日数」に基づき定義・区分されていたものを簡素化・明確化することにより、世帯・個人を調査対象とする統計調査との比較可能性の向上を図ることとしている。



2. 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」とは 別紙③

- (ウ) 常用労働者の内訳区分（第3レベル）については、事業所・企業内の呼称を指標としている統計調査においては、原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分することとしている。
- ただし、調査の目的や、報告者の記入負担及び調査票のレイアウトによる制約等から、必ずしも前記の指標を用いることが適当ではない統計調査においては、事業所・企業における処遇に基づき、調査票上の調査項目は「正社員・正職員としている人」と「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」の区分を採用し、事業所・企業内の呼称に基づく現行の区分を変更することとしている。

常用労働者の内訳区分の調査票における表章の変更



3. 主な統計調査における労働者区分ガイドラインの適用状況

統計調査における労働者区分ガイドラインの適用状況

調査名	直接雇用と間接雇用の区分（第1レベル）	常用労働者と臨時労働者の区分（第2レベル）	常用労働者の内訳区分（第3レベル）
経済センサス-基礎調査	○	○	○
経済センサス-活動調査	○	○	○
経済構造実態調査	-	○	○（製造業事業所調査）
個人企業経済調査	-	○	-
サービス産業動向調査	○	○	○
毎月勤労統計調査	-	○	○
賃金構造基本統計調査	-	○	○
雇用動向調査	-	○	○
労働経済動向調査	○	○	○
雇用の構造に関する実態調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、パートタイム労働者総合実態調査、派遣労働者実態調査等）	○	○	○
農林業センサス（法人組織経営体）	-	○	-
漁業センサス（法人経営組織体）	-	○	-
経済産業省企業活動基本調査	○	○	○
商業動態統計調査	-	○	-
特定サービス産業動態統計調査	○	○	○
中小企業実態基本調査	○	○	○
建設工事施工統計調査	○	○	-

注）表中の「-」は調査項目として設定していないことを表している。

4. 常用労働者の内訳区分（第3レベル）に関する検証・検討

- 常用労働者の内訳区分（第3レベル）については、雇用契約期間等により客観的な指標を用いることを原則としつつ、レイアウトの制約等により対応が困難な場合は処遇による区分を許容しているが、統計委員会第60回基本計画部会（平成27年7月23日）における平成26年度統計法施行状況報告の審議において、より客観的な区分への改善を求められた。

産業関連統計検討WGにおいて検討（平成27年10月8日～平成29年3月23日）

産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書（平成29年3月23日 産業関連統計検討WG事務局）

- 労働者区分ガイドラインで定められている「より客観的な常用労働者の内訳区分」については、
 - ① **事業所・企業内の呼称や処遇に基づいて区分している統計調査は「雇用契約期間（無期・有期）」を適用、**
 - ② 統計調査の目的から、より詳細な常用労働者の内訳区分を必要とする場合、「相対比較による所定労働時間（フルタイム・短時間）」や「絶対基準（週30、35時間等）による所定労働時間」の区分を追加して適用することとし、引き続き取組を推進。
- また、平成33年経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン変更案を基本に、現行ガイドラインを改正。

4. 常用労働者の内訳区分（第3レベル）に関する検証・検討

<産業関連統計検討WGにおける検討>

- 常用労働者の内訳区分（第3レベル）をより客観的な区分に改善するため、WGにおいて、雇用契約期間や所定労働時間等を組み合わせた複数の案について検討を実施。
- また、WG事務局において、常用労働者のより客観的な内訳区分の実査可能性を検証するために「労働者の区分等に関するアンケート」を実施。



<客観的な指標の適用が困難と考えられる個人事業主及び企業経営者（常用労働者1～4人、計170事業者）を対象に、Webアンケートや電話による補足調査を実施>

- ① **雇用契約期間（無期・有期）別労働者数**については、170事業者中33事業者（19.4%）が「回答できない」としているものの、明確に雇用契約期間を定めていない者は、そのうち3事業者（1.8%）にとどまっており、「**雇用契約期間の定めがない者**」は「**無期**」と区分することを、調査票や記入の手引きにおける説明文等に記載・掲載することにより、より正確な把握も可能
- ② **所定労働時間別労働者数等**については、就業規則等により無期労働者の所定労働時間を定めている事業者は、170事業者中27事業者（15.9%）にとどまっており、**個人事業主や小規模事業所を対象とする統計調査において、その実態を正確に把握することは困難**



<産業関連統計検討WGにおける結論>

- 「より客観的な常用労働者の内訳区分」として、①事業所・企業内の呼称や処遇に基づいて区分している統計調査においては「雇用契約期間（無期・有期）」を適用し、②就業規則の届出が義務付けられている一定規模以上の事業所を対象とし、当該調査の目的を達成する上で必要な統計調査においては「**相対比較による所定労働時間（フルタイム・短時間）**」や「**絶対基準（週30時間、週35時間等）による所定労働時間**」の区分を追加して適用することにより、客観性や国際比較可能性の向上を推進することを今後の取組方針とする。

4. 常用労働者の内訳区分（第3レベル）に関する検証・検討

労働者区分ガイドラインにおける常用労働者の内訳区分の見直し内容（案）

常用労働者の内訳区分の調査票における表章の変更

現行の区分

区分	常用労働者	
	正社員・正職員 などと呼ばれて いる人	それ以外の人（パー ト・アルバイトな ど）
男	人	人
女	人	人

区分	常用労働者	
	正社員・正職員とし ている人	それ以外の人（パー ト・アルバイトな ど）
男	人	人
女	人	人

事業所・企業における呼称や
処遇に基づく区分

新たな区分

区分	常用労働者	
	雇用契約期間 （無期）	雇用契約期間 （有期）
男	人	人
女	人	人

事業所・企業における「雇用契約期間
（無期・有期）」に基づく区分

現行区分に比してより客観性が向上

5. 令和3年経済センサスー活動調査における常用雇用者の内訳区分の見直し

○令和3年経済センサスー活動調査 試験調査による検証

常用雇用者の内訳区分

- ・ 今回の試験調査では、『統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン』を踏まえ、従前の「正社員・正職員としている人」と「正社員・正職員としている人以外」の区分から、「無期雇用者」と「有期雇用者（1か月以上）」に変更
- ・ 試験調査において、従業者の「⑦合計」欄の従業者数と内訳（①～⑥）の従業者数計を比較すると、97.9%は一致しており、新たな区分については概ね回答ができたと考えられる。

4 この事業所の従業者数 ● 10月1日現在の従業者数を記入してください。							
区分	(1) この事業所に所属する従業者数						⑦ 合計 (①～⑥の合計)
	① 個人業主 （個人経営の 事業主で、 実際にこの 事業所を經 営している 人）	② 個人業主の 家族で無給 の人	③ 有給役員 （個人経営 以外で役員 報酬を得て いる人）	④ 常用雇用者		⑥ 臨時雇用者 （1か月未満、 日々雇用）	
	④ 無期雇用者 （期間を定めず に雇用してい る人（定年制 も含む））	⑤ 有期雇用者 （1か月以上） （1か月以上の 期間を定めて 雇用している 人）					
男	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人

○平成28年経済センサスー活動調査

従業員数を記入してください。	
(1) この事業所に所属する従業員	
常用雇用者 （期間を定めず、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人）	
④ 正社員・正職員としている人	⑤ ④以外の人 （パート・アルバイトなど）
人	人
人	人

事業所・企業における処遇に基づく区分

○令和3年経済センサスー活動調査

従業員数を記入してください。	
(1) この事業所に所属する従業員	
常用雇用者	
④ 無期雇用者 （期間を定めず に雇用してい る人（定年制 も含む））	⑤ 有期雇用者 （1か月以上） （1か月以上の 期間を定めて 雇用している 人）
人	人
人	人

より客観的な内訳区分である雇用契約期間（無期・有期）に基づく区分に変更

6. 労働者区分ガイドラインと経済センサス-活動調査の調査項目との整合状況

ガイドライン	区分	平成28年調査	令和3年調査
(1) 直接雇用と間接雇用の区分 (第1レベル)	直接雇用	この事業所に所属する従業者数	この事業所に所属する従業者数
	間接雇用	受入者（別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	受入者（別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）
(2) 常用労働者と臨時労働者の区分 (第2レベル)	常用労働者	常用雇用者（期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人）	常用雇用者
	臨時労働者	臨時雇用者（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	臨時雇用者
(3) 常用労働者の内訳区分 (第3レベル)		④正社員・正職員としている人 ⑤④以外の人（パート、アルバイトなど）	④無期雇用者（期限を定めずに雇用している人（定年制も含む）） ⑤有期雇用者（1か月以上） （1か月以上の期間を定めて雇用している人）

平成28年調査の「**事業所・企業における処遇に基づく区分**」から、令和3年調査においては、「**雇用契約期間という客観的な指標**」を用いて区分することで、ガイドラインに記載されている原則的な区分と整合

7. 今後の検討の方向性

第Ⅲ期基本計画における検討事項	検討の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 適用範囲を、以下のとおり、拡大することが可能か検討 <p>【現行】<u>事業所母集団データベースに調査結果を記録する基幹統計調査</u>のうち、①直接雇用と間接雇用、②常用労働者と臨時労働者及び③常用労働者の内訳を調査事項としている統計調査に適用</p> <p>【変更（案）】<u>原則として、労働者数を把握している事業所・企業を対象とした調査</u>のうち、①直接雇用と間接雇用、②常用労働者と臨時労働者及び③常用労働者の内訳を調査事項としている統計調査に適用</p> <p>(※ WGでの検討においては、時系列比較の確保の観点から対応が困難な統計調査があるとの意見あり。)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 経済センサス-活動調査において、常用労働者の内訳（第3レベル）を雇用契約期間により区分し、すでに調査を実施 本ガイドラインについても、常用労働者の内訳（第3レベル）については、「<u>雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分すること</u>」を原則とする方向で、見直すことが可能か検討



関係府省と調整し、令和4年度中のガイドライン見直しを予定